

【保健福祉部】

平成27年度業務棚卸評価における事務事業数

平成27年度の新規事業								
事務事業数	活動数		拡大	現状維持	縮小	廃止に向けて検討	休・廃止	終了
1	1		○	1	○	○	○	○
【新規事業名】 ロボットスーツ着用トレーニング費助成事業								

A評価以外の事業の内訳

B評価の主な事業（業務棚卸しにおける事務事業全体の決算額が100万円以上）	
災害時要援護者支援制度（障害者）	障害福祉課
C評価の主な事業	
成人歯科健康診査事業	保健福祉課
D評価の事業	
在宅給食サービスに係る事務	障害福祉課
更生訓練費支給事務	障害福祉課
E評価の事業	
老人保健医療事業	保険年金課
Z評価の事業	

事業の方向性の内訳

縮小	
退職被保険者等療養給付費支払い事務	保険年金課
退職被保険者等療養費に関する事務	保険年金課
退職被保険者等高額療養費に関する事務	保険年金課
退職被保険者等高額介護合算療養費に関する事務	保険年金課
退職被保険者等の移送費に関する事務	保険年金課
退職者医療制度への変更手続に関する事務	保険年金課
国民年金法に基づく福祉年金の窓口受付に関する事務	保険年金課
休・廃止に向けて検討	
がん検診推進事業	保健福祉課
機能訓練事業	保健福祉課
老人保健医療事業	保険年金課
休・廃止	
保健福祉総合相談事業	保健福祉課
在宅給食サービスに係る事務	障害福祉課
介護保険事務処理システム改修事業	高齢福祉介護課
海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	高齢福祉介護課
終了	
（仮称）松浪地区複合施設整備事業（地区ボランティアセンターの移設・併設）	保健福祉課
臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業	保健福祉課
公債費の借り入れに係る事務	保険年金課
更生訓練費支給事務	障害福祉課
高齢者生きがい友の会事業	高齢福祉介護課
（仮称）浜見平地区複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	高齢福祉介護課
（仮称）松浪地区複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	高齢福祉介護課

保健福祉部各課における課題の整理と事業手法の検討

※各課においてB～Z評価とした事業及びA評価の中で課題のある事業を掲載。

保健福祉課

事業名	26年度の実績に対する評価	事業の課題
成人歯科健康診査事業	C	平成24年度までは、対象者に個別通知をしていたことによって受診率は、3.1%でした。25年度は、費用対効果の観点から個別通知を廃止し、特定健康診査の個別通知に案内を送付しました。26年度は対象者を拡大した事によって受診者数は増加しましたが、受診率は25年度と同様に0.9%でした。28年度からは、受診方法改善し、受診しやすい体制を整備し、受診率の向上を図る必要があります。
民生委員児童委員に対する支援及び補助事業	A	平成28年12月に民生委員児童委員の一斉改選があるため、民生委員児童委員の定数見直しを県地域福祉課と調整します。また、民生委員児童委員推薦基準の見直しについても、現状に則した基準を推薦会において協議します。
コーディネーター配置事業	A	「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」の重点的な取り組みの1つとして、計画期間（平成27年～32年）中に市内12地区への展開を目指すため、「地域ケア会議」や「まちから協議会」との役割分担、棲み分けを整理、明確化し、地区への説明及び事業実施気運醸成を図る必要があります。
がん検診推進事業	A	26年度予算要求の時には、子宮がん20歳から40歳、乳房40歳から60歳の5歳刻み年齢が対象とされていましたが、27年度には補助額が自己負担金に限定されるなど年々補助金が減少しています。がん検診事業において全対象者に個別通知をして、受診率の向上の目的が達成しつつある状況から、事務の効率化と経費節減の観点から無料クーポン券の配布を廃止し、がん検診事業に統合する必要があります。
機能訓練事業	A	介護保険サービスが利用できるの民間事業者の参入が進み、参加者が年々減少するなど市民ニーズが減少しており、県内では横須賀市と本市のみが実施しています。このように事業の目的が達成しつつある状況から、28年度で事業の廃止を検討する必要があります。
在宅医療推進事業	A	在宅医療の提供体制を強化するためには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の医療福祉介護従事者の多職種による協働を推進する必要があります。在宅医療を推進するにあたっては、病院・診療所・訪問看護ステーション等が互いに連携し、相互の役割を最大限発揮できるような連携の仕組みを構築する必要があります。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【広域連携の視点】 No.43 在宅医療推進事業については、茅ヶ崎市・寒川町圏域をカバーする医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと、寒川町と連携して事業を進めている。 No.48 休日・夜間急患センター事業については、寒川町民の利用が一定程度あること、また受託者の活動圏域が茅ヶ崎市・寒川町圏域をカバーしていることから、同町との広域連携について1市1町で協議を進めている。		
【公民連携の視点】 No.42 かかりつけ医制度の推進については、茅ヶ崎市・寒川町圏域をカバーする医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと、かかりつけ医制度の定着を進めている。		

保険年金課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
老人保健医療事業	E	制度終了後10年を目途に、事業を廃止する予定です。
保険料収納環境推進に関する事務	A	コンビニ納付、郵便振替による納付、ペイジー納付とも着実に利用拡大が進み、収納率向上に成果を上げているが、収納率も高く加入者の利便性も高い口座振替による納付については、登録世帯が年々減少傾向となっているため、登録時の利用者の負担軽減をはかり、新規登録の勧奨を積極的に行う必要があります。
特定健康診査・特定保健指導事業	A	健診データ・レセプト情報を活用して被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を計画的に実施するためデータヘルス計画を策定する必要があります。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
特になし		

生活支援課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
子ども健全育成推進事業	A	事業対象者について、現在は中学2・3年生であるが、事業をより効果的にするために中学1年生も含めた全中学生への拡大について検討する必要があります。
ホームレス支援事業	A	生活困窮者自立支援法の施行により、県と合同で実施してきた巡回相談について平成27年度より市単独で実施することになり、実施方法等について検討する必要があります。
生活困窮者に関する自立相談支援事業	A	窓口における相談内容を分析して、生活困窮者のニーズを把握し、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業の実施の有無を検討する必要があります。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【公民連携の視点】 事業No.17ホームレス支援事業については、巡回相談をホームレスに対する知識経験を有する民間団体等の活用について検討を行います。 事業No.20生活困窮者に関する自立相談支援事業については、今後任意事業を実施する場合には、民間が持つ知識経験等を活用した事業実施の可能性について検討を行います。		

障害福祉課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
災害時要援護者支援制度（障害者）	B	新規登録者が増えるよう制度の周知等制度の理解促進のための取り組みが必要です。
更生訓練費支給事務	D	業務終了
在宅給食サービスに係る事務	D	業務終了
重度障害者へのタクシー利用の助成に関する事務	A	事業開始時との社会状況の変化に対し、他の事業とのバランスや必要性に応じた助成内容等の検討が課題です。
身体障害者への自動車燃料費の助成に関する事務	A	市民からの要望と他の事業とのバランスを考慮し、対象者の条件変更と助成額の見直しが課題です。

障害者虐待防止に関する事業	A	障害者虐待防止に対する取り組みと併せて、障害者差別解消法が28年4月より施行されるため、障害特性に応じた手助けや対応など「合理的配慮」について周知、啓発が必要です。27年度に研修会の企画、障害者団体へのアンケートやヒアリングを実施し、差別的取り扱いや合理的配慮の具体例をまとめた「事例集」を作成していきます。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
特になし		

高齢福祉介護課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
地域密着型サービスの整備に関する事務	A	小規模多機能型居宅介護1事業所を公募するも希望事業所がありませんでした。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業所を実施していただけたところに打診するも興味を示すところはありませんでした。地域包括ケアシステムを構築させるためにも在宅生活を支える地域密着型サービスの整備が必要です。
在宅高齢者実態調査及び地域見守り活動等の推進	A	高齢者数の増加により民生委員・児童委員が一定の期間で集中的に行う調査は限界があります。プライバシーの観点から、調査を拒否する世帯も少なくないため、他の事業との統合や拡充も含め調査自体の見直しを図ることが必要です。
市民後見人の養成等に関する調査・研究	A	神奈川県・県社協では本事業の主要な推進役を市町村社協とし、その前提のもと、市町村を支援しています。しかしながら茅ヶ崎市社協では経験則や体制的な問題から積極的な推進ができないでいます。本事業の推進には市社協の体制や実施事業の見直し、本市からの委託事業の整理等が不可欠となります。
高齢者在宅医療推進事業	A	在宅医療の提供体制を強化するためには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の医療福祉介護従事者の多職種による協働を推進する必要があります。在宅医療を推進するにあたっては、病院・診療所・訪問看護ステーション等が互いに連携し、相互の役割を最大限発揮できるような連携の仕組みを構築する必要があります。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
<u>【広域連携の視点】</u> No.15 災害時要援護者支援事業については、福祉避難施設の受け入れや、介護サービスの提供等について広域連携の視点での検討を行います。		
<u>【公民連携の視点】</u> No.6 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業において、高齢者の外出の機会の創出、生きがいづくり等を多様な主体で提供するための事業を展開します。（「高齢者の生きがい交流事業きずな」、「高齢者の生きがいづくり学習会」、「多様な主体による外出の機会の提供事業」）		